

社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会
「ひらっぴー家族イラスト」 募集要項

- 目的 平成27年に決定した枚方市社会福祉協議会のキャラクター「ひらっぴー」を子どもたちにも知ってもらい、社協を知るきっかけとして募集するもの
- 応募内容 ひらっぴーのイメージをみて、ひらっぴーに家族をつくって下さい。
応募用紙1枚につき1体を書いて下さい。
- 応募資格 枚方市在住、在学の小中学生
- 応募条件
 - (1) 宗教活動や政治活動に関することや、公共の福祉に反することを連想させるものは、応募できません。また、暴力団・暴力団員及び暴力団密接関係者からの応募もできません。
 - (2) 応募作品は、応募者が著作権を有するオリジナル作品で他の作品と同一または類似していない未公表の作品とし、他のコンテスト等に入賞したことがないものに限りです。
 - (3) 応募作品は、第三者が著作権等の権利を有している著作物を利用していないものとし、第三者から権利侵害などの損害賠償が提起された場合、主催者は一切の責任を負いません。公開選考による問題が生じた場合、主催者は一切の責任を負わず、応募者が対処するものとしします。
 - (4) 応募作品については、採用・不採用に関わらず、応募用紙等の返却はしません。
- 応募期間 令和元年9月2日(月)～9月30日(月) 必着
- 周知方法
 - ① 所定の用紙あるいは、応募用紙に準じた様式(A4サイズ白色)を使用し、キャラクターが正面を向き、カラーデザインとし、必要事項を記入のうえ、折り曲げずに郵送または、持参により提出してください。
※所定の応募用紙は、枚方市社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。
また、窓口でも配布しています。
 - ② 作品の応募にかかる費用については、すべて応募者の負担とします。また、郵送中の作品の紛失、毀損等についても、応募者の責任とします。
- 募集方法 社協だより(令和元年9月号)と、社協ホームページ(令和元年9月2日)に掲載。
募集チラシを作成し、関係機関や団体等に配布。
- 応募先 〒573-1191 大阪府枚方市新町2-1-35 枚方市立総合福祉会館
枚方市社会福祉協議会 「ひらっぴー家族イラスト募集」係
電話：072-844-2443 / FAX：072-845-1897
E-mail：soumu@hirakata-shakyo.net
- 採用と記念品 採用作品 1～10点
採用されたイラストを使用した商品をプレゼント。
- 選考方法 「ラポールひらかた」に掲示し、一般投票を行います。
- 投票期間 10月1日(火)～25日(金)まで
- 採用作品の取り扱い
 - ① 採用作品は、枚方市社会福祉協議会のイメージキャラクターとして、様々なシーンでPR活動をするなど広く活用し、関連グッズ等を作成する予定です。
 - ② 採用したキャラクターの使用にあたっては、デザインや色彩、プロフィール等を補正・修正等を行う場合があります。
- 採用作品の法的取扱
 - ① 採用されたキャラクターについての著作権(著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む)等すべての知的財産権は、社会福祉法人枚方市社会福祉協議会に移転します。
 - ② 受賞者は、枚方市社会福祉協議会が当該作品を使用するにあたって、著作者人格権を行使しないものとしします。
 - ③ 受賞者は、枚方市社会福祉協議会に受賞作品として選考されたことを条件に上記①及び②を内容とした著作権譲渡契約を締結したものとします。
※この契約にあたり契約料や使用料の金銭的対価は、お支払いしません

④受賞者は、枚方市社会福祉協議会が採用作品の商標・意匠の出願登録を行うことを認めることとします。

⑤第三者に権利侵害などで損害を与えた場合は、枚方市社会福祉協議会は一切の責任を負わないものとします。また、枚方市社会福祉協議会が損害を被った場合は、応募者が賠償補償をするものとします。

■ 個人情報の取り扱いについて

①今回の募集に際して応募者から取得した個人情報については、作品の審査、発表、表彰、応募状況の集計以外の目的で使用することはありません。

②上記事項については、応募された段階で応募者及び親権者の同意が得られたものとします。

■ 結果発表

令和元年11月16日(土)『ひらかた社協ふくしフェスティバル』で発表し、表彰授与式を行います。

枚方市社会福祉協議会ホームページ等でも発表します。

■ 連絡先

社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会

住所：〒573-1191 大阪府枚方市新町2-1-35 枚方市立総合福祉会館 内

電話：072-844-2443 / FAX：072-845-1897

E-mail：soumu@hirakata-shakyo.net

ホームページ：<http://www.hirakata-shakyo.net/>

(参考法令)

◎著作権法第27条(翻訳権、翻案権等)

著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、もしくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

◎著作権法第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)

二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の権利を専有する。

◎著作権法第61条(著作権の譲渡)

1. 著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる。
2. 著作権を譲渡する契約において、第27条又は第28条に規定する権利が譲渡の目的として特掲されていないときは、これらの権利は、譲渡した者に留保されてものと推定する。